

津別町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年11月21日（金）午前10時から

2. 開催場所 津別町役場 2F 大会議室

3. 出席委員（11人）

会長	11番	巴	敏	博	
委員	1番	川	瀬	保	子
	2番	安	部	仁	
	3番	青	山	秀	樹
	4番	小	林	正	弘
	5番	嶋	田	治	仁
	6番	乃	村	浩	継
	7番	松	田	耕	治
	8番	五	島	栄	一
	9番	上	野	安	男
	10番	細	川	幹	生

4. 議事日程

- 第1 会議録署名委員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 報告第22号 農地所有適格法人の要件確認結果の報告について
- 第5 報告第23号 農地法第3条の3の規定による届出の受理について
- 第6 議案第37号 現況証明願について
- 第7 議案第38号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第8 議案第39号 農用地利用集積等促進計画（案）の決定について

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 石川 勝己
事務局係長 宮田 望

6. 会議の概要

事務局長：ただ今から令和7年第1回津別町農業委員会総会を開催します。本日の議事日程につきましては先に配布のとおりでありますので、よろしくお願ひいたします。会長よりご挨拶をお願いいたします。

議長：本日第1回総会にご出席ありがとうございます。また、先日端野研修会に参加した皆様につきましてはお疲れ様でした。収穫も終わってきたところかと思います。また、来年の準備もあるかと思いますが、そこそこ落ち着いているかと思います。来週早々には道外研修に行くことになります。日にはそこまでないですが、当日まで体調に気を付けてすごしてください。また、いろいろあっせん会が予定されているかと思いますが、残り任期の最後までやっていただければと思います。それでは議事に入っていきたいと思いますのでよろしくお願ひいたします。

議長：ただいまの出席委員は、11名です。

津別町農業委員会会議規則第7条の規定により、過半数に達していますので、会議は成立いたしました。これより本日の会議を開きます。

議長：日程第1「会議録署名委員の指名」を行います。

津別町農業委員会会議規則第12条の規定により、議事録署名委員に7番松田 委員、8番五島 委員を指名いたします。

議長：日程第2「会期の決定」をお諮りいたします。

会期は本日1日とすることに、ご異議ありませんか。

【異議なしの声】

議長：異議ないものと認め、会期は本日1日といたします。

議長：日程第3「諸般の報告」を行います。事務局長に報告させます。

事務局長：諸般の報告を行います。前総会以降の主な行事及び会議に関する事項並びに主な事務処理に関する事項につきましては、お手元に配布のとおりでありますのでご了承願います。

議長：日程第4 報告第22号「農地所有適格法人の要件確認結果の報告について」を議題とします。事務局、説明をお願いします。

事務局：報告第22号「農地所有適格法人の要件確認結果の報告について」ですが、今回確認したのは1件で、法人は記載のとおりです。
要件については、すべて適となっております。以上です。

議長：報告が終わりました。
報告第22号について、ご意見ご質問がありましたらお願ひします。

【ありませんの声】

議長：質問等がないようですので
報告第23号については、報告のとおりご了承願います。
議長：続きまして日程第5 報告第23号「農地法第3条の3規定による届出の受理について」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

事務局：報告第23号「農地法第3条の3規定による届出の受理について」を説明いたします。所有権の移転です。

番号28

譲渡人 ●●

譲受人 ●●

土地の所在 共和●● 他 計2筆 公簿・現況地目は畠、山林

合計面積 ●●m² 契約種類 相続

土地の引渡し時期 令和7年6月16日 届出理由 死亡による相続

番号29

譲渡人 ●●

譲受人 ●●

土地の所在 共和●● 他 計4筆 公簿・現況地目は畠、牧場、山林

合計面積 ●●m² 契約種類 相続

土地の引渡し時期 令和7年6月16日 届出理由 死亡による相続

該当地は次頁に添付しております。報告は以上です。

議長：報告が終わりました。
報告第23号について、ご意見ご質問がありましたらお願ひします。
嶋田委員：今回の議案は見づらい。地番がどこかわからづらいところがあるので改善をお願いしたい。
事務局：今回は筆線等の印刷設定を失敗しているのもある。次回以降できる限り改善したい。
細川委員：ここは畠として賃貸はしていないか。

事務局：賃貸はしていません。

議長：よろしいでしょうか。報告第23号については、報告のとおりご了承願います。

議長：日程第6 議案第37号「現況証明願について」を議題とします。事務局、説明をお願いします。

事務局：議案第37号「現況証明願について」を説明いたします。

番号12

申請者 ●●

申請地 木樋●● 外 計7筆 公簿地目 山林、原野、雜種地

現況地目 農地

合計面積 ●●m² 利用状況 畑

所有者 申請者と同じ

願出理由 現況に相違ないことを証明願う

使用目的 地目変更登記申請のため

該当箇所は次頁以降に、航空写真を添付しておりますので、ご確認ください。
説明は以上です。

議長：説明が終わりました。質疑を求めます。

【ありませんの声】

議長：質疑を終結します。これより議案第37号について採決します。本件は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

【異議なしの声】

議長：異議ないものと認め、議案第37号は原案のとおり可決することに決定いたします。

議長：続きまして日程第7 議案第38号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

事務局：議案第38号「農地法第3条の規定による許可申請について」説明いたします。

(所有権の移転)

番号 3 1

譲渡人 ●●

譲受人 ●●

土地の所在 沼沢●● 外 合計 15 筆

地目 公簿、現況は記載のとおりです。

面積 ●● m² 利用状況 普通畠

契約種類 売買

土地引き渡しの時期 令和7年11月25日

価格 ●●円

移転後経営面積 ●● m²

次頁以降に法第3条に係る調査書、該当地を航空写真で添付しております。

ご確認ください。説明は以上です。

議長： 説明が終わりました。これより議案第38号について質疑を行います。

細川委員 経過についてもう少し説明をお願いします。

事務局： 前回、前々回であります案件と合わせての売買というイメージで、他の土地もふくめてこの価格となっております。

議長： よろしいでしょうか、質疑を終結します。これより議案第38号について採決します。

本件は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

【異議なしの声】

議長： 異議ないものと認め、議案第38号は原案のとおり可決することに決定いたします。

議長： **日程第8 議案第39号「農用地利用集積等促進計画（案）の決定について」**

を議題といたします。 事務局、説明をお願いします。

事務局： 議案第39号「農用地利用集積等促進計画（案）の決定について」を説明させていただきます。

賃貸借

番号 5 1

利用権を設定をする者 ●●

利用権の設定を受ける者 ●●

所有権移転する土地 所在 共和●● 計 3 筆 地目 畑

合計面積 ●● m² 移転種類 賃借権 内容 普通畠

始期令和 8 年 1 月 15 日 終期令和 12 年 10 月 14 日

借賃 ●● 円

当事者間の法律関係 賃貸借 となっております。

番号 5 2

利用権の設定をする者 ●●

利用権の設定を受ける者 ●●

所有権移転する土地 所在 上里●● 計 1 筆 地目 畑

合計面積 ●● m² 移転種類 賃借権 内容 普通畠

始期令和 8 年 1 月 1 日 終期令和 10 年 12 月 31 日

借賃 ●● 円

当事者間の法律関係 賃貸借 となっております。

番号 5 3

利用権の設定をする者 ●●

利用権の設定を受ける者 ●●

以下番号 5 2 と同じです。

番号 5 4

利用権の設定をする者 ●●

利用権の設定を受ける者 ●●

所有権移転する土地 所在 高台●● 外計 4 筆 地目 畑

合計面積 ●● m² 移転種類 賃借権 内容 普通畠

始期令和 8 年 1 月 1 日 終期令和 8 年 12 月 31 日

借賃 ●● 円

当事者間の法律関係 賃貸借 となっております。

番号 5 5

利用権の設定をする者 ●●

利用権の設定を受ける者 ●●

以下番号 5 4 と同じです。

番号 5 6

利用権の設定をする者 ●●
利用権の設定を受ける者 ●●
所有権移転する土地 所在 達美●●外 計2筆 地目 畑
合計面積 ●●m² 移転種類 賃借権 内容 普通畠
始期令和7年12月15日 終期令和17年11月30日
借賃 ●●円
当事者間の法律関係 賃貸借 となっております。
番号57
利用権の設定をする者 ●●
利用権の設定を受ける者 ●●
以下番号57と同じです。

次頁以降に該当地の航空写真を添付しております。
説明は以上です。

議長： 説明が終わりました。これより議案第39号について質疑を行います。

【ありませんの声】

議長： 質疑を終結します。これより議案第39号について採決します。
本件は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

【異議なしの声】

議長： 異議ないものと認め、議案第39号は原案のとおり可決することに決定いたします。

※協議事項→協議内容別紙記載

議長： 以上で本日の総会に提案した案件はすべて終了いたしました。
これにて本日の総会を終了いたします。本日はどうもご苦労様でした。

(終了 午前10時45分)